

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
大阪府役所  
大阪市北区中之島1-3-20  
電話06-6208-7444

## 目次

### 条 例

大阪市会情報公開条例の一部を改正する条例	7
大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例	7
大阪市情報公開条例の一部を改正する条例	7
大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例	8
大阪市防災・減災条例	9
大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例	16
大阪市公園条例の一部を改正する条例	17
大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例	17
大阪市火災予防条例の一部を改正する条例	18
消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例	19
大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例	19

### 規 則

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則	20
大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則	26
職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	28
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	28
職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則	29

### 企業管理規程

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程	29
大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程	30
大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程	33

### 告 示

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部の施行期日	35
指定管理者を指定した旨の公告（鶴見緑地球技場ほか2施設）	35
指定管理者を指定した旨の公告（鶴見緑地ほか7施設）	36
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立西区民センター）	37
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立阿倍野防災センター）	37
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に	

関する公告	38
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	39
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	40
特定計量器の定期検査	41
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	42
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	43
決算の要領	46
予算の要領	131
落札者等の公示	135
落札者等の公示	137
落札者等の公示	137
落札者等の公示	138
落札者等の公示	138
落札者等の公示	139
開発行為に関する工事の完了	139
建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 の認定	140
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	140
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	141
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更	141
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	142
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更	142
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止	143
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定	143
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定	144
道路法違反物件の除却	144
市道の路線認定	145
市道の区域決定	145
市道の区域変更	146
市道の供用開始	146
市道の供用廃止	150
大阪市立北区民センターの供用時間の変更の承認	150

大阪市立中央区民センターの臨時休館の承認	150
大阪市立西区民センターの供用時間の変更の承認	151
大阪市立生野区民センターの供用時間の変更の承認	151
大阪市立城東区民ホールの供用時間の変更の承認	151
大阪市立住吉区民センターの供用時間の変更の承認	152
大阪市立西成区民センターの供用時間の変更の承認	152
大阪市立阿倍野防災センターの休館日の変更の承認	152
一般競争入札の執行（大阪市立学校の産業廃棄物収集運搬業務委託）	152
屋外における大規模な催しの要件	156
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	157
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消し	157
一般競争入札の執行（浪速枝管 1500mm 配水管布設工事）	158
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立総合生涯学習センターほか2施設）	163
大阪市立総合生涯学習センターほか2施設の利用料金の額の承認	164
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第1区選挙区の選挙長の事務を行う場所等の告示	168
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第2区選挙区の選挙長の事務を行う場所等の告示	168
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第3区選挙区の選挙長の事務を行う場所等の告示	169
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第4区選挙区の選挙長の事務を行う場所等の告示	169
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第5区選挙区の選挙長の事務を行う場所等の告示	170
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第1区選挙区の候補者の届出があった旨の告示	170
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第2区選挙区の候補者の届出があった旨の告示	171
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第3区選挙区の候補者の届出があった旨の告示	172
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第4区選挙区の候補者の届出があった旨の告示	173
衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第5区選挙区の候補者の届出があった旨の告示	174
公 告	
一般競争入札の執行（廃棄文書の売払い）	174
一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の売払い等）	178

公布された条例のあらまし

大阪市会情報公開条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市道路公社の清算の結了に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この条例の施行期日は、議長が定めることにしました。  
(平成26年大阪市条例第135号 市会事務局総務担当)

大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市道路公社の清算の結了に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。  
(平成26年大阪市条例第136号 総務局行政部行政課)

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市道路公社の清算の結了に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。  
(平成26年大阪市条例第137号 総務局行政部行政課)

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 個人情報保護審議会の権限に属する事項の範囲及び委員の定数を改めるとともに、同審議会に部会を設置することにしました。
- 2 この条例は、公布の日(平成26年12月1日)から施行することにしました。  
(平成26年大阪市条例第138号 総務局行政部行政課)

大阪市防災・減災条例

- 1 市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災・減災に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害予防・応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めるため、条例を制定することにしました。
- 2 この条例は、平成27年2月1日から施行することにしました。  
(平成26年大阪市条例第139号 危機管理室危機管理課)

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 出産育児一時金の額を改めることにしました。
- 2 この条例は、平成27年1月1日から施行することにしました。  
(平成26年大阪市条例第140号 福祉局生活福祉部保険年金課)

大阪市公園条例の一部を改正する条例

- 1 都市公園における公園施設の設置基準を改めることにしました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することにしました。  
(平成26年大阪市条例第141号 建設局公園緑化部調整課)

大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例

- 1 舞洲体育館を廃止することにしました。
- 2 この条例は平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第142号 港湾局総務部監理調整担当)

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

- 1 屋外における大規模な催しに係る防火管理に関し必要な事項を定めるとともに、届出の対象となる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の範囲を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第143号 消防局予防部予防課)

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例

- 1 児童扶養手当法の一部改正に伴い、年金たる損害補償の支給と児童扶養手当の支給との調整に係る規定を改めることにしました。
- 2 この条例は、公布の日(平成26年12月1日)から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第144号 消防局総務部人事課)

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

- 1 鶴町小学校及び鶴浜小学校を統合して鶴町小学校とすることにしました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第145号 教育委員会事務局総務部学事課)

#### 公布された規則のあらまし

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

- 1 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例の施行及び同条例施行規則の制定に伴い、各区役所において、住民基本台帳カードの利用登録に関する事務を他の区役所に所属する職員に補助執行させることができることにしました。
- 2 この規則は、平成26年12月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市規則第210号)

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則

- 1 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例の施行に伴い、住民基本台帳カードの利用に関して必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成26年12月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市規則第211号 市民局総務部総務課)

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 法務職員の初任給を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日(平成26年12月2日)から施行することにしました。

(平成26年大阪市規則第212号 人事室給与課)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職種法務職員の新設に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。
- 2 この規則は、公布の日(平成26年12月2日)から施行することにしました。

(平成26年大阪市人事委員会規則第18号 行政委員会事務局任用調査部任用課)  
職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 法務職員の職務の級を決定する基準を定めることにしました。
  - 2 この規則は、公布の日(平成26年12月2日)から施行することにしました。
- (平成26年大阪市人事委員会規則第19号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

### 公布された規程のあらまし

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

- 1 期末手当の支給割合及び勤勉手当の額の算定方法を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規程は、平成26年12月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市交通事業管理規程第60号 交通局経営管理本部職員部労務課)  
大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 期末手当の支給割合及び勤勉手当の額の算定方法を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規程は、平成26年12月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市交通事業管理規程第61号 交通局経営管理本部職員部労務課)  
大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程

- 1 交通局独自の早期退職制度を定めるため、特例措置を講ずることにしました。
- 2 この規程は、平成26年12月4日から施行することにしました。

(平成26年大阪市交通事業管理規程第62号 交通局経営管理本部職員部労務課)

## 条 例

次に掲げる条例を公布する。

- 大阪市会情報公開条例の一部を改正する条例
- 大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例
- 大阪市情報公開条例の一部を改正する条例
- 大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 大阪市防災・減災条例
- 大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪市公園条例の一部を改正する条例  
大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例  
大阪市火災予防条例の一部を改正する条例  
消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例  
大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例  
平成26年12月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

---

### 大阪市条例第135号

大阪市会情報公開条例の一部を改正する条例  
大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1号ウ中「及び大阪市道路公社（以下「住宅供給公社等」という。）」を削り、同条第2号及び第5号中「住宅供給公社等」を「大阪市住宅供給公社」に改める。

#### 附 則

この条例の施行期日は、議長が定める。

（平26. 12. 1 揭示済）

---

### 大阪市条例第136号

大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例  
大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「並びに大阪市住宅供給公社及び大阪市道路公社」を「及び大阪市住宅供給公社」に改める。  
第22条第1項中「、大阪市道路公社」を削る。

#### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平26. 12. 1 揭示済）

---

### 大阪市条例第137号

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例  
大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び大阪市道路公社（以下「住宅供給公社等」という。）」を削り、同条第2項中「住宅供給公社等」を「大阪市住宅供給公社」に改める。

第7条第1号ウ、第2号及び第4号並びに第34条第1項中「住宅供給公社等」を「大阪市住宅供給公社」に改める。

附則に次の1項を加える。

（大阪市道路公社の清算の終了に係る経過措置）

12 大阪市道路公社の清算の終了の日前にこの条例の規定によって大阪市道路公社が行い又は大阪市道路公社に対して行われた処分、手続その他の行為で当該清算の終了に伴い市長が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平26. 12. 1 揭示済）

### 大阪市条例第138号

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

**第9条の2** 実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に規定する評価書（以下「評価書」という。）について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて、審議会の意見を聴かななければならない。第59条第3項中「6人」を「10人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（部会）

**第59条の2** 審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、前条第1項に規定する事項について調査審議させることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平26. 12. 1 揭示済）

**大阪市条例第139号**

## 大阪市防災・減災条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 本市の責務（第4条－第7条）
- 第3章 市民の責務（第8条）
- 第4章 事業者の責務（第9条）
- 第5章 災害予防・応急対策（第10条－第25条）
- 第6章 災害復旧・復興対策（第26条）
- 第7章 雑則（第27条－第29条）

## 附則

**第1章 総則**

## （目的等）

**第1条** この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災・減災に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害予防・応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、総合的、計画的かつ効果的な防災・減災対策の推進を図り、もって災害に強いまちの実現に資することを目的とする。

2 防災・減災に関し、この条例に規定する事項について、法令又は他の条例に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

## （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめ、並びに災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民等 市民及び本市の区域内（以下「市内」という。）に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

## （基本理念）

**第3条** 防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方にに基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。

**第2章 本市の責務**

## （本市の基本的責務）

**第4条** 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な防災・減災対策を講ずるよう努めなければならない。

2 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、市民等、事業者、自主防災組織、国、他の地方公共団体及び公共的団体との連携及び協力に努めなければならない。

3 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、女性、高齢者、障がい者等の多様な主体の参画を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、法第8条第2項第15号に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（大阪市地域防災計画等の実施）

**第5条** 本市は、法第42条第1項の規定により作成された大阪市地域防災計画（以下「大阪市地域防災計画」という。）を総合的、計画的かつ効果的に実施するとともに、その実施状況を公表するよう努めなければならない。

2 区長は、大阪市地域防災計画に基づき、各区の特性に応じた区地域防災計画（当該区の区域に係る防災・減災に関する計画をいう。以下同じ。）を作成し、計画的かつ効果的にこれを実施するとともに、その実施状況を公表するよう努めなければならない。

3 本市は、大阪市地域防災計画及び区地域防災計画を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（業務継続計画）

**第6条** 本市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。

（本市職員の責務）

**第7条** 本市職員は、基本理念にのっとり、防災・減災対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに、防災・減災対策に関する必要な業務に従事し、市民等の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

### 第3章 市民の責務

（市民の責務）

**第8条** 市民は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・

減災の取組を行うよう努めなければならない。

- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。
- 3 市民及び自主防災組織は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

#### 第4章 事業者の責務

(事業者の責務)

**第9条** 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救助等のための防災資機材の整備その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、防災・減災及び災害が発生した場合における事業の継続又は早期の再開に関する計画を作成するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

#### 第5章 災害予防・応急対策

(発生が予想される災害の調査等)

**第10条** 本市は、市内において発生が予想される災害及び災害の防止に関する調査を行い、防災・減災対策に反映させるよう努めなければならない。

(他の地方公共団体及び事業者との協定の締結)

**第11条** 本市は、災害の拡大を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体と相互応援に関する協定を締結するよう努めなければならない。

- 2 本市は、災害が発生した場合において、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の確保、緊急輸送等の確保並びに施設及び設備の応急の復旧が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、関係事業者等の協力の確保に関する協定を締結するよう努めなければならない。

(自主防災活動への支援)

**第12条** 本市は、市民、事業者及び自主防災組織の自主防災活動への支援を行うよう努めなければならない。

(ボランティア活動への支援)

**第13条** 本市は、ボランティア活動を行う団体との連携を図るとともに、災害が発生した場合において、当該団体の活動が円滑に行われるよう、環境の整備に努めなければならない。

(防災・減災に関する知識の普及等)

**第14条** 本市は、市民及び事業者が防災・減災についての理解と関心を深めることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

- 2 本市は、市民及び事業者に対して、学校教育及び社会教育における防災・

減災に関する教育の実施に努めなければならない。

(防災訓練等の実施)

**第15条** 市長等（市長その他の本市の執行機関をいう。以下同じ。）は、本市職員の防災・減災対策に関する能力の向上を図るため、本市職員に対する防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、毎年1回以上、防災訓練を行うよう努めなければならない。

3 市民は、市長等又は自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めなければならない。

4 事業者は、市長等又は自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めるとともに、防災訓練を行うよう努めなければならない。

(建築物等の耐震性等の確保)

**第16条** 本市は、その所有し、又は管理する建築物、堤防、橋梁、上下水道その他の施設の地震に対する安全性を確保するため、当該施設について耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）を行うよう努めるとともに、必要に応じて耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）等を行うよう努めなければならない。

2 本市は、建築物の地震に対する安全性を確保するため、市民及び事業者が行う建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 本市は、地震により火災が発生した場合における当該火災による被害の拡大を防止するため、建築物の不燃化その他の市街地の防災構造の改善に努めなければならない。

4 市内の建築物を所有し、又は管理する市民、事業者等は、当該建築物、道路に沿って設けられている当該建築物の門、塀その他これらに類する工作物及び当該建築物内部におけるエレベーターその他の設備の地震に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市民、事業者等は、地震による家具等の転倒を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(広告塔等の落下等の防止)

**第17条** 市内の広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている工作物（以下「広告塔等」という。）を所有し、又は管理する市民、事業者等は、地震、暴風等による当該広告塔等の落下及び倒壊を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(豪雨による浸水の防止)

**第18条** 本市は、その所有し、又は管理する施設について、豪雨による河川氾濫による浸水及び豪雨による内水氾濫による浸水（下水道施設の処理能力を超える雨量のため生じる浸水をいう。）（以下これらを「豪雨による浸水」という。）の被害を防止し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努

めなければならない。

- 2 市内の施設を所有し、又は管理する市民、事業者等は、当該施設における豪雨による浸水の被害を防止し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難に関する情報の提供等)

**第19条** 市長は、災害の発生に備え、市民等、事業者及び自主防災組織に対し、災害から身を守るために緊急に避難する場所として市長が指定する場所（以下「避難場所」という。）及び災害により自宅に留まる事ができない市民等が一時的に避難生活を行う場所として市長が指定する場所（以下「避難所」という。）の名称、位置その他避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 本市は、災害の発生に備え、迅速かつ的確に災害に関する情報、避難の指示等を市民等、事業者及び自主防災組織に提供し、又は伝達するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市長は、法第60条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める市民等及び事業者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 4 本市は、災害が発生したときは、市内における被害の状況を速やかに把握するため、自主防災組織に対し、地域における被害の状況に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 5 市民、事業者及び自主防災組織は、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等の確認に努めるとともに、災害に関する情報の収集手段の確保に努めなければならない。
- 6 市民、事業者及び自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら積極的に災害に関する情報の収集に努めるものとする。

(津波等による浸水からの避難対策)

**第20条** 市民及び自主防災組織は、避難場所のほか、地域の特性に応じ、施設を所有し、又は管理する事業者の協力を得て、あらかじめ、津波及び豪雨による河川氾濫による浸水から避難することができる場所の確保に努めなければならない。

- 2 津波等浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により指定された浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定により設定された津波があった場合に想定される浸水の区域をいう。以下同じ。）及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、法第60条第1項の規定による勧告又は指示に基づき従業員等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ、安全が確保できる場所の確保に努めなければならない。
- 3 津波等浸水想定区域及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管

理する事業者は、津波及び豪雨による河川氾濫による浸水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前項の場所に避難者を受け入れるよう努めるものとする。

- 4 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する事業者は、避難訓練その他当該地下街等の利用者及び従業員の津波及び豪雨による浸水の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所の運営）

**第21条** 本市は、災害の発生に備え、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能の充実に努めなければならない。

- 2 本市は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の管理者及び関係者、自主防災組織、事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。

- 3 市民等は、災害が発生したときは、避難所の運営に協力するよう努めるものとする。

（要配慮者への支援）

**第22条** 本市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の支援に関する計画を作成しなければならない。

- 2 本市は、自主防災組織における避難行動要支援者に対する避難支援の取組が地域の特性に応じ効果的に行われるよう、自主防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 3 本市は、福祉避難所（通常の避難所においては生活に支障を来す要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所をいう。）の指定を行うよう努めなければならない。

- 4 自主防災組織は、災害が発生した場合において、避難行動要支援者の安否の確認、救出及び救護を迅速に行うことができるよう、あらかじめ、避難行動要支援者との交流等による当該避難行動要支援者に関する情報の収集及び更新並びに避難行動要支援者の避難の支援に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 避難行動要支援者は、近隣住民との交流を行うよう努めるとともに、自主防災組織が行う前項の措置に協力し、又は参加するよう努めなければならない。

（物資の確保）

**第23条** 市長等は、災害の発生に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

(緊急輸送の確保)

**第24条** 本市は、大阪府公安委員会が法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、市民等、事業者及び自主防災組織に対し、通行禁止等に係る道路の区間（同項に規定する道路の区間をいう。）その他必要な事項を周知し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

2 市民等、事業者及び自主防災組織は、災害が発生したときは、避難するためやむを得ない場合を除き車両を使用しないようにし、緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策)

**第25条** 本市は、災害が発生した場合において公共交通機関の運行の停止等により徒歩で容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、あらかじめ、帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及び当該団体の活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 本市は、帰宅困難者が一斉に帰宅することを抑制するために、帰宅困難者に対する情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 帰宅困難者となるおそれがある者は、災害の発生に備え、あらかじめ、家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めなければならない。

4 帰宅困難者は、むやみに移動しないよう努めるとともに、本市及び事業者が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとする。

5 事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状態を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 事業者は、災害が発生したときは、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の周辺において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、本市及び他の事業者等との連携及び協力に努めるものとする。

7 鉄道事業者その他の公共交通事業者は、その管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じたときは、その管理する施設の安全性及び周辺の状態を確認し、当該施設内での待機に係る案内その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 災害復旧・復興対策

(災害復旧・復興対策)

**第26条** 市長等、道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益

的事業を営む事業者は、大阪市地域防災計画に定めるところにより、相互に連携して災害復旧を実施しなければならない。

- 2 事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、その所有し、又は管理する施設及び設備の早期の復旧並びに事業の早期の再開に努めるものとする。
- 3 本市、市民及び事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、相互に協力し、災害からの速やかな復興に努めなければならない。

### 第7章 雑則

(補償)

**第27条** 本市は、第11条第2項の協定に係る業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定による補償が行われるときを除き、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）に定める消防協力者等に対する損害補償の例により、補償を行うことができる。

(功労者表彰)

**第28条** 市長は、防災・減災に従事したもので、防災・減災に関し著しい功労があったものを表彰することができる。

(施行の細目)

**第29条** この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。

(平26. 12. 1 揭示済)

---

### 大阪市条例第140号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改め、同条第2項ただし書中「30,000円」を「16,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例第8条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

(平26. 12. 1 揭示済)

---

**大阪市条例第141号**

大阪市公園条例の一部を改正する条例

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第1項中「100分の2」を「100分の2（敷地面積が0.25ヘクタール以上の都市公園で、次の各号に掲げるものにあつては、100分の4）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (4) 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか、水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する都市公園として市規則で定めるもの

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（平26.12.1 揭示済）

**大阪市条例第142号**

大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例

大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中舞洲体育館の項を削る。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第3項中「、第2号ア若しくは第3号ア」を「若しくは第2号ア」に改める。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「、第2号ア若しくは第3号ア」を「若しくは第2号ア」に改める。

第19条の表中「舞洲体育館」を削る。

別表第1中舞洲体育館の項を削る。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の期間に係る舞洲体育館の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

(平26. 12. 1 揭示済)

### 大阪市条例第143号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「の管理」を「の管理等」に、「第55条」を「第55条の5」に改める。

第55条の3の次に次の2条を加える。

(指定催しの指定)

**第55条の4** 消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、第3章第2節に掲げる火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下火を使用する器具等という。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定催しに係る防火管理)

**第55条の5** 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること

(2) 火を使用する器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること

(3) 火を使用する器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（以下露店等という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること

(4) 火を使用する器具等に対する消火準備に関すること

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日

前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日）までに、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第58条第4号中「露店」を「露店等」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（火を使用する器具等を使用する場合に限る。）

第64条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第55条の5第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者は、300,000円以下の罰金に処する。

第65条中「の代表者」を「（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条」を「同条」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第55条の4及び第55条の5の規定は適用しない。

(平26. 12. 1 揭示済)

#### 大阪市条例第144号

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(平26. 12. 1 揭示済)

#### 大阪市条例第145号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

小学校の表中大阪市立鶴浜小学校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（平26.12.1 揭示済）

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則

平成26年11月28日

大阪市長 橋 下 徹

### 大阪市規則第210号

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

（大阪市北区役所事務分掌規則の一部改正）

**第1条** 大阪市北区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第139号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

（11）住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

（大阪市都島区役所事務分掌規則の一部改正）

**第2条** 大阪市都島区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第140号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

（11）住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市福島区役所事務分掌規則の一部改正)

**第3条** 大阪市福島区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第141号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市此花区役所事務分掌規則の一部改正)

**第4条** 大阪市此花区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第142号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市中央区役所事務分掌規則の一部改正)

**第5条** 大阪市中央区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第143号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市西区役所事務分掌規則の一部改正)

**第6条** 大阪市西区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第144号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市港区役所事務分掌規則の一部改正)

**第7条** 大阪市港区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改

め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市大正区役所事務分掌規則の一部改正)

**第8条** 大阪市大正区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第146号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部改正)

**第9条** 大阪市天王寺区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第147号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部改正)

**第10条** 大阪市浪速区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第148号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

**第11条** 大阪市西淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改め

る。

(大阪市淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

**第12条** 大阪市淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第150号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関する事

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

**第13条** 大阪市東淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第151号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関する事

第8条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市東成区役所事務分掌規則の一部改正)

**第14条** 大阪市東成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関する事

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市生野区役所事務分掌規則の一部改正)

**第15条** 大阪市生野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第153号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関する事

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市旭区役所事務分掌規則の一部改正)

**第16条** 大阪市旭区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第154号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市城東区役所事務分掌規則の一部改正)

**第17条** 大阪市城東区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第155号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部改正)

**第18条** 大阪市鶴見区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第156号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部改正)

**第19条** 大阪市阿倍野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第157号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部改正)

**第20条** 大阪市住之江区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第158号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

**第21条** 大阪市住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

**第22条** 大阪市東住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第8条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市平野区役所事務分掌規則の一部改正)

**第23条** 大阪市平野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第161号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第8条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

(大阪市西成区役所事務分掌規則の一部改正)

**第24条** 大阪市西成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第162号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること

第7条第2項中「第13号」を「第10号まで及び第12号から第14号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

(平26. 11. 28揭示済)

## 大阪市規則第211号

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

(登録台帳の記録事項)

**第3条** 条例第3条第2項の必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該利用登録に係る条例第2条各号に掲げる目的
- (2) 当該利用登録を行う日
- (3) 条例第3条第1項の規定により住民基本台帳カードの利用を求める者（以下「利用要求者」という。）の住所、生年月日及び男女の別
- (4) 住民票に通称が記載されている場合にあつては、当該利用要求者の通称（利用登録の申請等）

**第4条** 条例第4条第1項の規定による申請（以下「利用登録申請」という。）

は、利用登録を受けようとする者自らが、住民基本台帳カードを添えて、次に掲げる事項を記載した所定の申請書により行わなければならない。

- (1) 利用登録を受けようとする者の住所、氏名（住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称）、生年月日及び男女の別
- (2) 条例第2条第1号に掲げる目的に係る利用登録申請を行う場合にあつては、利用登録を受けようとする者の戸籍の筆頭に記載した者の氏名及び本籍

2 利用登録申請を行った者が利用登録を受けるときは、当該利用登録申請を行った者は、数字4桁からなる暗証番号を設定しなければならない。

(利用登録資格)

**第5条** 条例第4条第2項第5号の市規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 条例第2条第1号に掲げる目的に係る利用登録を受けようとする場合  
本市の区域内に本籍を有する者
- (2) 条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録を受けようとする場合  
大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号。以下「印鑑条例」という。）  
第2条の規定により印鑑の登録を受けている者

(登録台帳の記録事項の修正)

**第6条** 住所地区長は、登録台帳に記録した事項に変更があつたときは、これ

を修正するものとする。

(申請による利用登録の消除)

**第7条** 条例第4条第3項の規定による申請は、利用登録の消除を求める者自らが、住民基本台帳カードを添えて、第4条第1項第1号に掲げる事項を記載した所定の申請書により行わなければならない。

(利用登録を消除する必要がある場合)

**第8条** 条例第4条第4項第5号の市規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条第1号に掲げる目的に係る利用登録にあつては、利用登録者が本市の区域内に本籍を有しなくなったとき
- (2) 条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録にあつては、利用登録者が印鑑条例第11条の規定により印鑑登録を消除されたとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該利用登録を維持することが適当でない  
と認められるとき

(暗証番号の変更)

**第9条** 第4条第2項の規定により設定した暗証番号は、利用登録者自らが、所定の申請書に住民基本台帳カードを添えて住所地区長に提出し、これを変更することができる。

(申請における本人確認)

**第10条** 住所地区長は、利用登録申請又は条例第4条第3項若しくは前条の規定による申請があつたときは、これらの申請をした者(以下「申請者」という。)が本人であることを確認しなければならない。

2 前項の規定による確認は、第4条第1項、第7条又は前条に規定する申請書に添付された住民基本台帳カードにより行う。

3 前項の場合において、申請者が本人の写真を貼り付けていない住民基本台帳カードを添付したときは、当該申請者は、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真を貼り付けたものの提示又は入力装置への当該住民基本台帳カードの暗証番号(住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)第43条第1項又は第2項に規定する暗証番号をいう。)の入力を行わなければならない。

(住民基本台帳カード等の管理)

**第11条** 利用登録者は、自己の住民基本台帳カード及び第4条第2項の規定により設定した暗証番号(第9条の規定により変更したときは、当該変更後のもの)を適切に管理しなければならない。

## 附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

(平26. 11. 28揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

平成26年12月2日

大阪市長 橋下 徹

### 大阪市規則第212号

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項中

「

児童生活支援員	大学卒	1級	27号給
	短大卒	1級	19号給
	高校卒	1級	11号給

」

を

「

児童生活支援員	大学卒	1級	27号給
	短大卒	1級	19号給
	高校卒	1級	11号給
法務職員	法曹有資格者	2級	23号給

」

に改め、同表備考ただし書中「第4号」を「第4号及び第8号」に改め、同表備考中第24号を第25号とし、第8号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法曹有資格者 司法修習生の修習を終えた者をいう。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平26.12.2 揭示済)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月2日

大阪市人事委員会  
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第18号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和49年大阪市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「技術職員」を「技術職員、法務職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平26. 12. 2 揭示済）



職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月2日

大阪市人事委員会  
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第19号

職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則（平成19年大阪市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第4条関係）級別資格基準表ア 行政職給料表級別資格基準表中

「

児童生活支援員	—	—	0	1	6
---------	---	---	---	---	---

」

を

「

児童生活支援員	—	—	0	1	6
法務職員	—	—	0	0	3

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平26. 12. 2 揭示済）

**企業管理規程**

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規

程を公布する。

平成26年11月28日

大阪市交通局長 藤本 昌信

#### 大阪市交通事業管理規程第60号

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を  
改正する規程

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市交通事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「に相当する額」を「を超えない範囲内の額」に改める。

第5条第2項中「期末勤勉規程第3条第2項第1号」を「期末勤勉規程第3条第2項第2号」に、「割合」を「割合に当該職員の所属成績（大阪市交通局が実施する所属単位での目標管理制度（以下「所属目標管理制度」という。）の調査対象期間における成績をいう。以下同じ。）による割合を加えて得た割合」に、「、100分の67.5」を「、100分の67.5に当該職員の所属成績による割合を加えて得た割合」に、「「100分の67.5」を「「100分の67.5に当該職員の所属成績（大阪市交通局が実施する所属単位での目標管理制度（以下「所属目標管理制度」という。）の調査対象期間における成績をいう。以下同じ。）による割合を加えて得た割合」に改め、同条第3項中「及び第3条第2項第1号」を「及び第3条第2項第2号」に、「同規程第3条第2項第1号」を「同規程第3条第2項第2号」に、「割合」を「割合に当該職員の所属成績（大阪市交通局が実施する所属単位での目標管理制度（以下「所属目標管理制度」という。）の調査対象期間における成績をいう。以下同じ。）による割合を加えて得た割合」に、「、100分の67.5」を「、100分の67.5に当該職員の所属成績による割合を加えて得た割合」に、「「100分の67.5」を「「100分の67.5に当該職員の所属成績（大阪市交通局が実施する所属単位での目標管理制度（以下「所属目標管理制度」という。）の調査対象期間における成績をいう。以下同じ。）による割合を加えて得た割合」に改める。

附則第2項中「平成26年6月」を「平成26年12月」に、「100分の140」を「100分の155」に、「100分の152」を「100分の167」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

（平26.11.28揭示済）

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年11月28日

大阪市交通局長 藤本 昌信

#### 大阪市交通事業管理規程第61号

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市交通事業管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「割合」を「割合に当該職員の所属成績（大阪市交通局が実施する所属単位での目標管理制度（以下「所属目標管理制度」という。）の調査対象期間における成績をいう。以下同じ。）による割合を加えて得た割合」に、「100分の67.5」を「100分の67.5に当該職員の所属成績による割合を加えて得た割合」に、「得た額。」を「得た額。ただし、所属目標管理制度において、大阪市交通局長（以下「局長」という。）が優秀と認める所属の職員にあっては、当該額に10,000円を加えて得た額」に改め、同条第3項中「及び第3号」を削り、「勤務成績による割合」を「勤務成績による割合に当該職員の所属成績による割合を加えて得た割合及び前項第3号の職員の勤務成績による割合」に、「第13条第5項及び第6項で定めるもの」を「、前項第2号の職員にあっては、第13条第5項で定める割合に同条第7項で定める割合を加えて得た割合、前項第3号の職員にあっては、第13条第6項で定める割合」に改め、同条第5項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改める。

第6条第2項第4号中「大阪市交通局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改める。

第12条第2項及び第3項中「7時間45分」を「8時間」に改める。

第13条第2項及び第3項中「7時間45分」を「8時間」に改め、同条第5項第1号ア及びイ中「割増支給率」を「割増支給率B」に改め、同項第2号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同項第3号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同項第4号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同項第5号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同項第6号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同項第7号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを

加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同項第8号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同項第9号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同項第10号ア中「割増支給率Aに6を乗じたもの及び」を削り、同号イ中「割増支給率Aに4を乗じたもの及び」を削り、同号ウ中「に割増支給率Aを加えて得た割合（当該割合が100分の78.75を超えるときは、100分の78.75）」を削り、同条中第9項を第10項とし、同条第8項中「第5項における」を「第5項及び第7項における」に改め、第1号を削り、同項第2号中「第5項第2号」を「第7項」に、「係長級」を「第3条第2項第2号」に、「100分の67.5」を「100分の67.5（課長代理級の職員にあっては、100分の87.5）」に、「同号ア」を「第7項第1号」に、「6を」を「2を」に、「同号イ」を「同項第2号」に改め、「に4を乗じたもの及び同号ウの規定の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額の総額」を削り、「捨てる。）」を「捨てる。）とする。」に改め、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 第5項第1号の割増支給率Bとは、次に掲げる額の合計額を、同号アの規定の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額の総額に2を乗じたものに同号イの規定の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額の総額を加えた額で除して得た割合（その割合に小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ア 第5項第1号エの規定の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額の総額に100分の11を乗じて得た額

イ 第5項第1号オの規定の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額の総額に100分の21を乗じて得た額

第13条第8項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を削り、第13号を第8号とし、第14号を削り、第15号を第9号とし、第16号を削り、第17号を第10号とし、第18号を削り、第19号を第11号とし、同項を同条第9項とし、同条第7項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第3条第2項第2号の職員の所属成績による割合は、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 所属目標管理制度における目標を達成した所属 割増支給率Aに2を乗じて得た割合

(2) 所属目標管理制度における目標を達成できなかった所属 割増支給率A附則第2項を次のように改める。

2 平成26年12月に職員（第3条第2項第1号の職員及び同項第2号の職員（再

任用職員及び育児休業に伴う任期付職員を除く。)に限る。)に支給する期末手当に関する第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の137.5」とあるのは「100分の149.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の129.5」とする。

#### 附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(平26.11.28揭示済)

大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程を公布する。

平成26年12月3日

大阪市交通局長 藤本 昌信

#### 大阪市交通事業管理規程第62号

大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程

**第1条** 平成27年3月31日に退職する大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程（平成25年大阪市交通事業管理規程第37号。以下「退職手当規程」という。）第2条に規定する職員（大阪市交通局長が定める日までに所定の退職願を提出した者に限る。以下「平成27年3月31日に退職する職員」という。）であって、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢。以下「退職年度末年齢」という。）が40歳から49歳までであるもの（退職手当規程第7条又は第8条の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる事由により退職する職員を除く。以下この条において「対象職員」という。）に対する退職手当規程第5条に規定する退職手当の基本額は、退職手当規程第6条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額（以下「給料月額」という。）及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、対象職員の勤続期間に応じて退職手当規程別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当するに至ったことによるものに限る。）
- (2) 地方公務員法第28条第1項の規定による分限免職
- (3) 退職手当規程第13条第2号に規定する職務上の義務に違反する行為があったことによる退職の勧奨

2 対象職員に対する退職手当規程第10条第1項の規定の適用については、同項中「第6条から第8条までの規定にかかわらず」とあるのは「大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程（平成26年大阪市交通事業管理規程第62号）第1条第1項の規定にかかわらず」と、同項第1号

中「第6条から第8条まで」とあるのは「大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程第1条第1項」と、同項第2号中「給料月額に、」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、」と、同号ア中「第6条から第8条まで」とあるのは「大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程第1条第1項」と、「給料月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」と、同号イ中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」とする。

**第2条** 平成27年3月31日に退職する職員のうち、退職年度末年齢が40歳から49歳までであって、退職手当規程第8条第6号に該当するもの（次項において「対象職員」という。）に対する同条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」とする。

2 対象職員に対する退職手当規程第10条第1項の規定の適用については、同項中「第6条から第8条までの規定にかかわらず」とあるのは「大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程（平成26年大阪市交通事業管理規程第62号）第2条第1項の規定により読み替えられた第8条の規定にかかわらず」と、同項第1号中「第6条から第8条まで」とあるのは「大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程第2条第1項の規定により読み替えられた第8条」と、同項第2号中「給料月額に、」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、」と、同号ア中「第6条から第8条まで」とあるのは「大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程第2条第1項の規定により読み替えられた第8条」と、「給料月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」と、同号イ中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」とする。

**第3条** 平成27年3月31日に退職する職員であって、退職年度末年齢が50歳から58歳までであるもの（退職手当規程第8条第1号から第3号まで、第7号及び第8号に該当する者を除く。）に対する退職手当規程第11条の規定の適用については、同条の表中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは、次の表の左欄に掲げる退職年度末年齢の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

50歳から55歳まで	100分の20
56歳	100分の15
57歳	100分の10
58歳	100分の5

**附 則**

この規程は、平成26年12月4日から施行する。

(平26. 12. 3 揭示済)

**告 示****大阪市告示第1639号の2**

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号）中第2条、第3条第1項（第2条第4号に係る部分に限る。）及び第3項並びに第4条第1項（第2条第4号に係る部分に限る。）の規定を除くその他の規定は、平成26年12月1日から施行する。

平成26年11月28日

大阪市長 橋 下 徹

(平26. 11. 28. 揭示済)

**大阪市告示第1662号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、鶴見緑地球技場ほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段の規定に基づき公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 施設の名称  
鶴見緑地球技場  
鶴見緑地運動場  
鶴見緑地庭球場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
大阪市港区田中3丁目1番40号

## 鶴見緑地スマイル5

構成員 一般財団法人 大阪スポーツみどり財団  
美津濃株式会社  
三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
株式会社 ウエルネスサプライ  
有限会社 エルミオーレ

## 3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

## 大阪市告示第1663号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段の規定に基づき公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 施設の名称

鶴見緑地（大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）

鶴見緑地野外卓  
鶴見緑地馬場  
鶴見緑地パークゴルフ場  
咲くやこの花館  
むらさき亭  
陳列館ホール  
水の館ホール

## 2 指定管理者

大阪市港区田中3丁目1番40号

鶴見緑地スマイル5

構成員 一般財団法人 大阪スポーツみどり財団  
美津濃株式会社  
三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
株式会社 ウエルネスサプライ  
有限会社 エルミオーレ

## 3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

ただし、咲くやこの花館については、平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

(建設局公園緑化部公園管理課)

## 大阪市告示第1664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立西区民センターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第20条前段の規定に基づき公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大阪市立西区民センター	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号（大阪駅前第2ビル12F） 株式会社ハウスビルシステム	平成27年1月1日 日から平成28年 3月31日まで

(西区役所市民協働課)

## 大阪市告示第1665号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 施設の名称  
大阪市立阿倍野防災センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
大阪市西区江戸堀1丁目24番18号  
一般財団法人大阪消防振興協会・ノムラテクノ株式会社大阪支店・ジェイ・アクシス株式会社共同事業体  
構成員 一般財団法人 大阪消防振興協会  
ノムラテクノ株式会社  
ジェイ・アクシス株式会社
- 3 指定の期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(消防局予防部予防課)

**大阪市告示第1666号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

万代加美店

大阪市平野区加美東1丁目13番33号（住居表示）

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所**

日興製罐株式会社 代表取締役 木谷 伊良

大阪市平野区平野北2丁目1番45号

**(3) 変更事項**

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）株式会社万代加美店

大阪市平野区加美東1丁目13番33号（住居表示）

（変更後）万代加美店

大阪市平野区加美東1丁目13番33号（住居表示）

**(4) 変更年月日**

平成16年10月1日

**2 届出年月日**

平成26年11月20日

**3 届出書類の縦覧****(1) 縦覧に供する場所**

大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

**(2) 期間**

平成26年12月12日（金）から平成27年4月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

**(3) 時間**

午前9時30分から午後5時まで

**4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先****(1) 提出期限**

平成27年4月13日（月）

**(2) 提出先**

上記3(1)に同じ

（経済戦略局産業振興部地域産業課）

大阪市告示第1667号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山陽マルナカ住之江店

大阪市住之江区西加賀屋1丁目2番34号（住居表示）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社山陽マルナカ 代表取締役 井出 武美

岡山県岡山市南区平福1丁目305番地の2

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社山陽マルナカ 代表取締役 中山 明憲

岡山県岡山市南区平福1丁目305番地の2

（変更後）株式会社山陽マルナカ 代表取締役 井出 武美

岡山県岡山市南区平福1丁目305番地の2

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社山陽マルナカ 代表取締役 中山 明憲

岡山県岡山市南区平福1丁目305番地の2

（変更後）株式会社山陽マルナカ 代表取締役 井出 武美

岡山県岡山市南区平福1丁目305番地の2

(4) 変更年月日

①②平成26年5月24日

2 届出年月日

平成26年12月1日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成26年12月12日（金）から平成27年4月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

## (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

## 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成27年4月13日(月)

## (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部地域産業課)

## 大阪市告示第1668号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋下 徹

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山陽マルナカ住之江店

大阪市住之江区西加賀屋1丁目2番34号(住居表示)

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社山陽マルナカ 代表取締役 井出 武美

岡山県岡山市南区平福1丁目305番地の2

## (3) 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社山陽マルナカ	午前9時	午後12時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社山陽マルナカ	24時間	

## ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から翌午前0時30分

(変更後) 24時間

- (4) 変更年月日  
平成27年2月15日
- 2 届出年月日  
平成26年12月1日
- 3 届出書類の縦覧
  - (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
  - (2) 期間  
平成26年12月12日（金）から平成27年4月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）
  - (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成27年4月13日（月）
  - (2) 提出先  
上記3(1)に同じ

（経済戦略局産業振興部地域産業課）



**大阪市告示第1669号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋下 徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成27年

福島区

検査月日	曜	検査場所	所在地
1月15日	木	福島小学校	福島4丁目5番6号
1月16日	金	野田中学校	吉野5丁目9番4号
1月19日	月	福島区役所	大開1丁目8番1号
1月20日	火	鷺洲小学校	鷺洲5丁目6番8号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

## 3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会  
(経済戦略局計量検査所)

## 大阪市告示第1670号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年9月16日
申請書を受理した日	平成26年11月21日
名 称	特定非営利活動法人日中文化研究センター
代表者の氏名	高柳 賢也
主たる事務所の所在地	大阪市旭区新森6丁目4番5号グリーンハイツ新森306号室
定款に記載された目的	この法人は、日本と中国の文化に関する研究及び友好交流事業を行うことにより、もって日本と中国の市民レベルの友好交流を促進することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年10月15日
申請書を受理した日	平成26年11月25日
名 称	特定非営利活動法人くらやみにまけないで
代表者の氏名	小倉 文
主たる事務所の所在地	大阪市港区波除3丁目3番6号クリアレジデンス弁天403号
定款に記載された目的	この法人は、虐待・DV被害者、生活保護者、障害者の社会復帰と自立を目指し、社会に貢献できる人材を増やすことに寄与する。
申請のあった年月日	平成26年10月21日
申請書を受理した日	平成26年11月25日
名 称	特定非営利活動法人カウンセリングサポートナウ
代表者の氏名	今原 栄子
主たる事務所の所在地	大阪市東成区大今里南6丁目16番7

定款に記載された目的	この法人は、カウンセリングと研修及び講演を通して、社会一般の多くの人々や、企業・団体で働く人々に対し、人と人の関係を円滑にするためのコミュニケーション、特に傾聴（聴く）することの大切さ、及びカウンセリングマインドを広く啓発、普及し、社会生活を営む人が、お互いに自立した人間としての社会生活を営むこと、および尊厳ある生き方ができるようになるよう援助することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年10月28日
申請書を受理した日	平成26年11月25日
名 称	特定非営利活動法人まちイノベーション
代表者の氏名	川辺 友之
主たる事務所の所在地	大阪市北区天満3-2-2 シャンブルド天満橋2階
定款に記載された目的	この法人は、少子高齢化により疲弊した地方及び地域に対して、ICT（ICTとは情報通信技術の総称）を活用したクラウドファンディングなどの事業を行い、地方及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

#### 大阪市告示第1671号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年10月21日
申請書を受理した日	平成26年11月21日
名 称	特定非営利活動法人総合マネジメントシステム協会
代表者の氏名	河本 亮

主たる事務所の所在地	大阪府中央区本町1丁目1番1号 OCTビル
定款に記載された目的	この法人は、社会一般に対して、総合マネジメントシステム*1を普及させる事に関する事業を行い、社会教育、環境保全、国際協力などに寄与することを目的とする。 *1 マネジメントシステム：企業など組織における経営管理の体系
申請のあった年月日	平成26年10月28日
申請書を受理した日	平成26年11月21日
名 称	特定非営利活動法人VICTEC SPORTS
代表者の氏名	田中 大祐
主たる事務所の所在地	大阪府東住吉区東田辺1-18-15ベルフィオーレ駒川501
定款に記載された目的	この法人は、主に中学生、高校生に対して、バドミントンの普及活動に関する事業を行い、スポーツの振興及び生活文化の向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年10月29日
申請書を受理した日	平成26年11月21日
名 称	特定非営利活動法人両国人権・福祉・交流センター
代表者の氏名	川邊 治延
主たる事務所の所在地	大阪府旭区清水5丁目6番28号誓願寺内
定款に記載された目的	この法人は、平和を願い、住みよい自然環境と、一人ひとりの人権が尊重され、健康で安心して暮らせるため、福祉、文化、芸術又はスポーツ活動など、人々の相互の活動を通して、男女共同参画社会や子どもの健全育成を図る社会の実現を目指すことを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年10月3日
申請書を受理した日	平成26年11月25日
名 称	特定非営利活動法人安全誘導協会
代表者の氏名	廣瀬 敏夫
主たる事務所の所在地	大阪府吹田市豊津町36番1号
定款に記載された目的	この法人は、環境負荷の少ない災害時避難場所誘導標識板付防犯灯の普及、並びに防犯・防災意識向上に関する事業を行うことにより、地域社会の安全及び災害発生時の避難誘導等に寄与することを目的とする。

	また、この法人は、地域住民に対して、高齢者の介護等に関する事業を行うことにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年10月10日
申請書を受理した日	平成26年11月25日
名 称	特定非営利活動法人ARCO
代表者の氏名	上田 恵子
主たる事務所の所在地	大阪市西区新町1丁目34番21号エーダイビル501号
定款に記載された目的	この法人は、障がい者に対して、就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者へも理解を促進させる為の啓発事業を行うことで障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年10月23日
申請書を受理した日	平成26年11月25日
名 称	特定非営利活動法人人権人材ネットワーク
代表者の氏名	北口 末広
主たる事務所の所在地	大阪市港区波除4丁目1番37号 HRCビル9階
定款に記載された目的	この法人は、人権に関わって活動し社会に役立ちたいという人々に、政治・経済・哲学、人権政策、国際協力等々の理論学習から実践的な職業能力開発まで、多様な教育と訓練の場を提供し、国際的視点と現場的視点をもった「人権人材」を育成するとともに、「人権人材」と人材を求める団体とをつなぐ人材派遣や職業紹介を行い、人と団体／学びと実践を有機的に結びつけることで、人権に関するネットワークや活動全体、ひいては広く公益に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年11月4日
申請書を受理した日	平成26年11月25日
名 称	NPO法人関西七福神グループ
代表者の氏名	長江 朝男
主たる事務所の所在地	大阪市此花区梅香2丁目5番11号
定款に記載された目的	この法人は、地域住民に対して、高齢者の生活及び生活弱者の生活環境の保護や、市民の教育支援事業を行い、地域の町づくりや福祉活動に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

## 大阪市告示第1672号

平成26年10月1日、16日及び11月21日開議の市会本会議において認定を経た  
決算の要領は、次のとおりである。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

## 平成25年度大阪市自動車運送事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 営業収益			
(1) 運輸収益	12,155,023,096		
(2) 運輸雑収	<u>184,419,151</u>	12,339,442,247	
2. 営業費用			
(1) 電路保存費	38,417,550		
(2) 車両保存費	1,317,320,010		
(3) 建物保存費	380,392,598		
(4) 運転費	5,645,044,934		
(5) 運輸管理費	3,942,327,705		
(6) 住宅施設費	295,357		
(7) 研修費	3,386,328		
(8) 一般管理費	240,296,416		
(9) 自動車重量税	20,903,212		
(10) 減価償却費	<u>1,223,758,616</u>	<u>12,812,142,726</u>	
営業損失			472,700,479
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1,703,366		
(2) 補助金	1,151,535,000		
(3) その他収益	<u>94,272,072</u>	1,247,510,438	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	194,839,636		
(2) 繰延勘定償却	4,640		
(3) 雑支出	<u>165,999,489</u>	<u>360,843,765</u>	<u>886,666,673</u>
経常利益			413,966,194
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	<u>2,805,279,212</u>	2,805,279,212	
6. 特別損失			
(1) その他特別損失	<u>369,051,311</u>	<u>369,051,311</u>	<u>2,436,227,901</u>
当年度純利益			2,850,194,095
前年度繰越欠損金			<u>62,187,259,499</u>
当年度未処理欠損金			<u>59,337,065,404</u>

平成25年度大阪市自動車運送事業剰余金計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

	資本金		剰余金						利益剰余金				資本合計	
	自己資本	借入資本	国庫補助金	府補助金	一般会計補助金	受贈財産評価額	寄付金	地上権取入	工事負担金	基金繰入金	資本剰余金合計	未処分損失		利益剰余金合計
前年度末残高	46,305,017,521	12,571,763,214	4,758,426,896	1,257,307,894	2,650,701,186	265,030,818	41,237,188	38,263,229	2,987,630,164	551,717,000	12,550,314,465	62,758,337,378	62,758,337,378	8,668,757,822
前年度処分額	0	0	△250,844,313	0	△320,233,566	0	0	0	0	0	△571,077,879	571,077,879	571,077,879	0
議会の議決による処分額	0	0	△250,844,313	0	△320,233,566	0	0	0	0	0	△571,077,879	571,077,879	571,077,879	0
欠損補てん	0	0	△250,844,313	0	△320,233,566	0	0	0	0	0	△571,077,879	571,077,879	571,077,879	0
処分後残高	46,305,017,521	12,571,763,214	4,507,582,673	1,257,307,894	2,330,467,620	265,030,818	41,237,188	38,263,229	2,987,630,164	551,717,000	11,979,236,586	62,187,259,499	62,187,259,499	8,668,757,822
当年度変動額	0	△2,693,713,809	△199,836	0	0	0	0	0	0	0	199,836	2,850,194,095	2,850,194,095	156,280,450
企業価値の償還	0	△2,693,713,809	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△2,693,713,809
補助金の返還	0	0	△199,836	0	0	0	0	0	0	0	199,836	0	0	△199,836
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,850,194,095	2,850,194,095	2,850,194,095
当年度末残高	46,305,017,521	9,878,049,405	4,507,382,837	1,257,307,894	2,330,467,620	265,030,818	41,237,188	38,263,229	2,987,630,164	551,717,000	11,979,036,750	59,337,065,404	59,337,065,404	8,825,038,272

## 平成25年度大阪市自動車運送事業欠損金処理計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 理 金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	46,305,017,521 円	9,878,049,405 円	11,979,036,750 円	△ 59,337,065,404 円
議会の議決による処分類	0	0	△ 236,899,916	236,899,916
欠 損 補 て ん	0	0	△ 236,899,916	236,899,916
処 分 後 残 高	46,305,017,521	9,878,049,405	11,742,136,834	△ (繰越欠損金) 59,100,165,488

## 平成25年度大阪市自動車運送事業貸借対照表

(平成26年3月31日)

## 資 産 の 部

## 1. 固定資産

## A 自動車事業

## (1) 有形固定資産

イ 土地		1,392,805,940	円
ロ 建物	9,852,220,627		円
減価償却累計額	<u>6,456,084,778</u>	3,396,135,849	
ハ 電路設備	74,592,666		
減価償却累計額	<u>59,409,316</u>	15,183,350	
ニ 構築物	2,418,602,376		
減価償却累計額	<u>1,796,268,148</u>	622,334,228	
ホ 車両	13,700,391,598		
減価償却累計額	<u>10,676,831,281</u>	3,023,560,317	
ヘ 機械装置	6,054,073,352		
減価償却累計額	<u>4,838,661,271</u>	1,215,412,081	
ト 工具、器具及び備品	300,770,547		
減価償却累計額	<u>248,067,070</u>	52,703,477	
チ 建設仮勘定		14,018,546	
有形固定資産合計			9,732,153,788
(2) 無形固定資産			
イ ソフトウェア		1,050,000	
無形固定資産合計			1,050,000

## B 共用

## (1) 有形固定資産

イ 建物	32,592,621		
減価償却累計額	<u>17,099,561</u>	15,493,060	
ロ 電路設備	12,087		
減価償却累計額	<u>7,527</u>	4,560	
ハ 機械装置	7,335,584		
減価償却累計額	<u>2,978,306</u>	4,357,278	
ニ 工具、器具及び備品	20,976,409		
減価償却累計額	<u>18,957,619</u>	2,018,790	
有形固定資産合計			21,873,688

## C その他固定資産

## (1) 有形固定資産

イ 土地	3,538,089,438		
資産所管換引当金	<u>4,253,803</u>	3,533,835,635	
ロ 建物	8,414,291,399		
減価償却累計額	<u>3,525,228,644</u>	<u>4,889,062,755</u>	
有形固定資産合計			8,422,898,390

## D 投資

## (1) 信託受益権

投資合計	<u>8,379,666</u>	<u>8,379,666</u>	
固定資産合計			18,186,355,532

## 2. 流動資産

(1) 現金預金		8,848,153,773	
(2) 未収金		1,576,244,602	
(3) 貯蔵品		45,329,935	
(4) 前払費用		24,567,338	
(5) その他流動資産		<u>2,491,429</u>	
流動資産合計			10,496,787,077

## 3. 繰延勘定

## (1) 企業債発行差金

繰延勘定合計	<u>27,840</u>	<u>27,840</u>	
資産合計			<u>28,683,170,449</u>

## 負債の部

## 4. 固定負債

(1) 一般会計借入金	6,212,434,000	円
(2) 高速鉄道事業 会計借入金	<u>4,620,000,000</u>	
固定負債合計		10,832,434,000 円

## 5. 流動負債

(1) 未払金	5,916,714,600
(2) 未払費用	168,438,139
(3) 前受金	180,548,253
(4) その他流動負債	<u>2,759,997,185</u>
流動負債合計	<u>9,025,698,177</u>
負債合計	<u>19,858,132,177</u>

## 資本の部

## 6. 資本金

(1) 自己資本金		円
イ 出資金	40,600,000,000	
ロ その他自己資本金	<u>5,705,017,521</u>	46,305,017,521
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>9,878,049,405</u>	<u>9,878,049,405</u>
資本金合計		56,183,066,926

## 7. 剰余金(欠損金)

(1) 資本剰余金		
イ 国庫補助金	4,507,382,837	
ロ 府補助金	1,257,307,894	
ハ 一般会計補助金	2,330,467,620	
ニ 受贈財産評価額	265,030,818	
ホ その他資本剰余金	<u>3,618,847,581</u>	
資本剰余金合計		11,979,036,750
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>59,337,065,404</u>	
欠損金合計		<u>59,337,065,404</u>
剰余金合計		<u>△47,358,028,654</u>
資本合計		<u>8,825,038,272</u>
負債資本合計		<u>28,683,170,449</u>

## 平成25年度大阪市高速鉄道事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 営業収益			
(1) 運輸収益	147,122,204,962		円
(2) 運輸雑収	<u>8,581,954,083</u>	155,704,159,045	円
2. 営業費用			
(1) 線路保存費	5,517,649,703		
(2) 電路保存費	8,875,800,870		
(3) 車両保存費	8,478,812,770		
(4) 建物保存費	2,242,327,548		
(5) 運転費	18,879,613,830		
(6) 運輸費	22,497,492,043		
(7) 運輸管理費	4,403,278,866		
(8) 住宅施設費	4,799,568		
(9) 研修費	55,027,740		
(10) 一般管理費	3,904,794,332		
(11) 自動車重量税	624,945		
(12) 減価償却費	<u>38,649,916,022</u>	<u>113,510,138,237</u>	
営業利益			42,194,020,808 円
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	41,061,578		
(2) 補助金	1,511,628,027		
(3) 受託事業収益	19,753,967		
(4) その他収益	<u>2,037,134,754</u>	3,609,578,326	
4. 営業外費用			
(1) 一般会計分担金	1,592,400,000		
(2) 支払利息及び企業債取扱諸費	13,163,177,295		
(3) 受託事業費	12,857,255		
(4) 繰延勘定償却	12,185,020		
(5) 雑支出	<u>679,571,274</u>	<u>15,460,190,844</u>	△ 11,850,612,518
経常利益			30,343,408,290
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	4,097,613,474		
(2) その他特別利益	<u>55,023,900</u>	4,152,637,374	
6. 特別損失			
(1) その他特別損失	<u>1,109,607,987</u>	<u>1,109,607,987</u>	<u>3,043,029,387</u>
当年度純利益			33,386,437,677
前年度繰越利益剰余金			95,269,740
当年度未処分利益剰余金			<u>33,481,707,417</u>

平成25年度大阪市高速鉄道事業剰余金計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

	資本金		剰余金					利益剰余金				資本合計			
	自己資本	借入資本	国庫補助金	府補助金	一般会計補助金	その他補助金	受贈財産評価額	寄付金	地上権収入	工事負担金	資本剰余金合計		減算積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
前年度末残高	389,644,762,921	539,813,947,230	126,644,425,107	10,882,381,830	138,019,770,510	99,212,658	13,071,290,147	219,473,062	3,228,071,130	49,660,077,362	341,824,701,806	0	20,092,103,728	20,092,103,728	1,291,375,515,685
前年度処分額	0	0	1,110,481	21,787	1,149,104	0	0	0	0	884,640	3,166,012	20,000,000,000	19,996,833,988	3,166,012	0
議会の議決による処分額	0	0	1,110,481	21,787	1,149,104	0	0	0	0	884,640	3,166,012	20,000,000,000	19,996,833,988	3,166,012	0
減算積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000,000,000	20,000,000,000	0	0
未処分利益剰余金への振替	0	0	0	21,787	1,149,104	0	0	0	0	884,640	3,166,012	0	3,166,012	3,166,012	0
処分後残高	389,644,762,921	539,813,947,230	126,643,314,626	10,882,360,043	138,018,621,406	99,212,658	13,071,290,147	219,473,062	3,228,071,130	49,659,192,722	341,821,555,794	20,000,000,000	95,269,740	20,095,269,740	1,291,375,515,685
当年度変動額	22,308,000,000	△15,240,102,008	611,309,129	126,122,794	3,497,983,313	0	0	0	0	488,490,749	4,723,905,985	△20,000,000,000	33,386,437,677	13,386,437,677	25,178,241,654
企業債の発行	0	18,080,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,080,000,000
企業債の償還	0	△33,320,102,008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△33,320,102,008
減算積立金からの組入	20,000,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△20,000,000,000	0	△20,000,000,000	0
補助金の受入	0	0	611,309,129	126,122,794	3,497,983,313	0	0	0	0	0	4,235,415,236	0	0	0	4,235,415,236
出資金の受入	2,308,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,308,000,000
工事負担金の受入	0	0	0	0	0	0	0	0	488,490,749	488,490,749	488,490,749	0	0	0	488,490,749
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,386,437,677	33,386,437,677	33,386,437,677
当年度末残高	411,952,762,921	524,573,845,222	127,254,623,755	11,008,482,837	141,516,604,719	99,212,658	13,071,290,147	219,473,062	3,228,071,130	50,147,683,471	346,545,441,779	0	33,481,707,417	33,481,707,417	1,316,553,757,339

## 平成25年度大阪市高速鉄道事業剰余金処分計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	411,952,762,921 円	524,573,845,222 円	346,545,441,779 円	33,481,707,417 円
議会の議決による処分類	0	0	△ 140,400,000	140,400,000
未 処 分 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	0	0	△ 140,400,000	140,400,000
処 分 後 残 高	411,952,762,921	524,573,845,222	346,405,041,779	(繰越利益剰余金) 33,622,107,417

## 平成25年度大阪市高速鉄道事業貸借対照表

(平成26年3月31日)

## 資 産 の 部

## 1. 固定資産

## A 高速鉄道事業

## (1) 有形固定資産

イ 土地		38,797,474,181	円
ロ 建物	74,895,955,012		円
減価償却累計額	<u>42,106,041,620</u>	32,789,913,392	
ハ 線路設備	1,362,212,184,974		
減価償却累計額	<u>493,857,496,370</u>	868,354,688,604	
ニ 電路設備	334,492,591,246		
減価償却累計額	<u>170,933,707,252</u>	163,558,883,994	
ホ 車両	239,206,786,584		
減価償却累計額	<u>196,160,143,745</u>	43,046,642,839	
ヘ 機械装置	102,990,992,224		
減価償却累計額	<u>74,110,533,597</u>	28,880,458,627	
ト 工具、器具及び備品	23,136,483,794		
減価償却累計額	<u>17,143,446,336</u>	5,993,037,458	
チ 建設仮勘定		<u>15,261,962,109</u>	
有形固定資産合計			1,196,683,061,204

## (2) 無形固定資産

イ 借地権		2,851,676,146	
ロ 電気ガス供給施設利用権		650,138,987	
ハ 建設仮勘定		<u>85,722,028</u>	
無形固定資産合計			3,587,537,161

## B 共用

## (1) 有形固定資産

イ 建物	171,111,262		
減価償却累計額	<u>89,772,722</u>	81,338,540	
ロ 電路設備	63,459		
減価償却累計額	<u>39,516</u>	23,943	
ハ 機械装置	38,511,818		
減価償却累計額	<u>15,636,106</u>	22,875,712	
ニ 工具、器具及び備品	110,126,145		
減価償却累計額	<u>99,527,546</u>	10,598,599	
有形固定資産合計			114,836,794

## C その他固定資産

## (1) 有形固定資産

イ 土地		12,531,300,226	円
ロ 建物	8,703,693,317		円
減価償却累計額	<u>4,616,917,190</u>	4,086,776,127	
ハ 電路設備	930,000		
減価償却累計額	<u>784,500</u>	<u>145,500</u>	
有形固定資産合計			16,618,221,853 円

## D 投資

(1) 投資有価証券	12,633,623,028	
(2) 自動車運送事業 会計出資金	29,600,000,000	
(3) その他出資金	144,000,000	
(4) 一般会計 長期貸付金	9,595,000,000	
(5) 自動車運送事業 会計長期貸付金	4,620,000,000	
(6) 基金	22,676,486,934	
(7) 自動車へ繰出	<u>579,302,850</u>	

## 投資合計

79,848,412,812

## 固定資産合計

1,296,852,069,824 円

## 2. 流動資産

(1) 現金預金	66,825,896,309
(2) 未収金	13,327,751,507
(3) 貯蔵品	909,043,207
(4) 前払費用	1,223,159
(5) 前払金	123,100,000
(6) その他流動資産	<u>804,620</u>

## 流動資産合計

81,187,818,802

## 3. 繰延勘定

(1) 企業債発行差金	<u>21,807,220</u>
-------------	-------------------

## 繰延勘定合計

21,807,220

## 資産合計

1,378,061,695,846

## 負債の部

4. 固定負債		
(1) 企業債	30,276,499,996	円
(2) その他固定負債	<u>2,687,490,851</u>	
固定負債合計		32,963,990,847 円
5. 流動負債		
(1) 未払金	18,812,119,067	
(2) 未払費用	97,247,490	
(3) 前受金	7,075,949,759	
(4) その他流動負債	<u>2,558,631,344</u>	
流動負債合計		<u>28,543,947,660</u>
負債合計		61,507,938,507

## 資本の部

6. 資本金		
(1) 自己資本金		
イ 出資金	346,041,439,000	円
ロ その他自己資本金	<u>65,911,323,921</u>	411,952,762,921
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>524,573,845,222</u>	<u>524,573,845,222</u>
資本金合計		936,526,608,143
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 国庫補助金	127,254,623,755	
ロ 府補助金	11,008,482,837	
ハ 一般会計補助金	141,516,604,719	
ニ その他補助金	99,212,658	
ホ 受贈財産評価額	13,071,290,147	
ヘ その他資本剰余金	<u>53,595,227,663</u>	
資本剰余金合計		346,545,441,779
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>33,481,707,417</u>	
利益剰余金合計		<u>33,481,707,417</u>
剰余金合計		<u>380,027,149,196</u>
資本合計		<u>1,316,553,757,339</u>
負債資本合計		<u>1,378,061,695,846</u>

## 平成25年度大阪市水道事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 営業収益			
(1) 給水収益	61,452,721,117		円
(2) 受託工事収益	110,652,693		
(3) その他営業収益	<u>2,433,797,700</u>	63,997,171,510	円
2. 営業費用			
(1) 浄水送水費	9,955,030,463		
(2) 配水費	7,798,344,542		
(3) 給水費	6,715,638,907		
(4) 受託工事費	224,555,525		
(5) 業務費	5,961,318,499		
(6) 総係費	4,318,477,653		
(7) 減価償却費	14,040,966,939		
(8) 資産減耗費	<u>538,530,742</u>	<u>49,552,863,270</u>	
営業利益			14,444,308,240 円
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	45,214,722		
(2) 雑収益	<u>937,417,592</u>	982,632,314	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	4,411,105,968		
(2) 一般会計分担金	871,000,000		
(3) 繰延勘定償却	13,001,450		
(4) 雑支出	<u>183,059,878</u>	<u>5,478,167,296</u>	△ 4,495,534,982
経常利益			9,948,773,258
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	<u>3,543,119,281</u>	3,543,119,281	
6. 特別損失			
(1) その他特別損失	<u>1,283,674,608</u>	<u>1,283,674,608</u>	<u>2,259,444,673</u>
当年度純利益			12,208,217,931
前年度繰越利益 剰余金			<u>8,615,987,768</u>
当年度未処分利益 剰余金			<u>20,824,205,699</u>

平成25年度大阪市水道事業剰余金計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

	資本金		剰余金						利益剰余金				資本合計	
	自己資本	借入資本	国庫補助金	一般会計補助金	工事負担金	分担金	受贈財産評価額	寄付金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	減積立金	建設改良積立金		未処分利益剰余金
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前年度末残高	149,292,251,514	220,460,090,043	24,224,704,175	365,732,050	40,696,102,604	2,686,377,194	2,048,916,041	2,730,596	1,563,310,479	71,587,873,139	0	227,854,693	18,872,219,936	19,100,074,629
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,256,232,168	3,000,000,000△	10,256,232,168	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,256,232,168	3,000,000,000△	10,256,232,168	0
減積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,256,232,168	0△	7,256,232,168	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000,000,000△	3,000,000,000	0
処分後残高	149,292,251,514	220,460,090,043	24,224,704,175	365,732,050	40,696,102,604	2,686,377,194	2,048,916,041	2,730,596	1,563,310,479	71,587,873,139	7,256,232,168	3,227,854,693	8,615,387,768	19,100,074,629
当年度変動額	7,427,727,814△	12,865,944,385	0	0	352,947,989	31,694,762	0	0	1,038,128	385,680,879△	7,256,232,168△	171,495,646	12,208,217,931	4,780,490,117△
企業債の発行	0	810,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	810,000,000
企業債の償還	0	△13,675,944,385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0△
減積立金からの組入	7,256,232,168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,256,232,168	0	7,256,232,168	
建設改良積立金からの組入	171,495,646	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0△	171,495,646	0△	
工事負担金の受入	0	0	0	0	352,947,989	0	0	0	0	352,947,989	0	0	0	
分担金の受入	0	0	0	0	0	31,694,762	0	0	0	31,694,762	0	0	0	
その他資本剰余金の受入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,038,128	1,038,128	0	0	0	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度末残高	156,719,979,328	207,594,145,658	24,224,704,175	365,732,050	41,049,050,593	2,718,071,956	2,048,916,041	2,730,596	1,564,348,607	71,973,554,018	0	3,056,359,047	20,824,205,699	23,880,564,746
														460,168,243,750

## 平成25年度大阪市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	円 156,719,979,328	円 207,594,145,658	円 71,973,554,018	円 20,824,205,699
議会の議決による処分類	0	0	0	△ 12,208,217,931
減債積立金の積立	0	0	0	△ 8,608,217,931
建設改良積立金の積立	0	0	0	△ 3,600,000,000
処 分 後 残 高	156,719,979,328	207,594,145,658	71,973,554,018	(繰越利益剰余金) 8,615,987,768

## 平成25年度大阪市水道事業貸借対照表

(平成26年3月31日)

## 資 産 の 部

## 1. 固定資産

## (1) 有形固定資産

イ 土地		6,929,051,676	円
ロ 建物	38,891,420,317		円
減価償却累計額	<u>18,978,353,855</u>	19,913,066,462	
ハ 構築物	573,958,218,899		
減価償却累計額	<u>252,823,817,506</u>	321,134,401,393	
ニ 機械及び装置	107,716,661,391		
減価償却累計額	<u>66,704,375,666</u>	41,012,285,725	
ホ 車両運搬具	553,058,371		
減価償却累計額	<u>463,295,133</u>	89,763,238	
ヘ 工具、器具及び備品	2,457,066,397		
減価償却累計額	<u>2,082,929,072</u>	374,137,325	
ト 建設仮勘定		<u>8,148,310,000</u>	
有形固定資産合計			397,601,015,819 円

## (2) 無形固定資産

イ 水利施設利用権		310,053,684	
ロ 共同溝利用権		9,762,889,911	
ハ ソフトウェア		<u>1,319,258,112</u>	
無形固定資産合計			11,392,201,707

## (3) 投資

イ 投資有価証券		212,800,000	
ロ 出資金		511,600,000	
ハ 長期貸付金		8,000,000,000	
ニ 基金		12,534,966,466	
ホ その他投資		<u>231,284,200</u>	
投資合計			<u>21,490,650,666</u>

## 固定資産合計

430,483,868,192 円

2. 流動資産

(1) 現金預金	38,976,782,859	円
(2) 未収金	4,351,913,567	
(3) 貯蔵品	518,208,851	
(4) 前払金	2,879,970,334	
(5) その他流動資産	<u>5,000,000</u>	
流動資産合計		46,731,875,611 円

3. 繰延勘定

(1) 企業債発行差金	<u>25,268,600</u>	
繰延勘定合計		<u>25,268,600</u>
資産合計		<u>477,241,012,403</u>

負債の部

4. 固定負債

(1) その他固定負債	<u>406,184,775</u>	
固定負債合計		406,184,775

5. 流動負債

(1) 未払金	13,131,011,969	
(2) 前受金	395,139,158	
(3) 預り金	509,936,170	
(4) その他流動負債	<u>2,630,496,581</u>	
流動負債合計		<u>16,666,583,878</u>
負債合計		17,072,768,653

資本の部

6. 資本金

(1) 自己資本金	156,719,979,328	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	207,195,638,097	円
ロ 水資源開発事業 負担金	<u>398,507,561</u>	
借入資本金合計		<u>207,594,145,658</u>
資本金合計		364,314,124,986

## 7. 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

イ 国庫補助金	24,224,704,175	円
ロ 一般会計補助金	365,732,050	
ハ 工事負担金	41,049,050,593	
ニ 分 担 金	2,718,071,956	
ホ 受贈財産評価額	2,048,916,041	
ヘ 寄 付 金	2,730,596	
ト その他資本剰余金	<u>1,564,348,607</u>	
資本剰余金合計		71,973,554,018 円

## (2) 利 益 剰 余 金

イ 建設改良積立金	3,056,359,047	
ロ 当年度未処分利益 剰 余 金	<u>20,824,205,699</u>	
利益剰余金合計		<u>23,880,564,746</u>
剰 余 金 合 計		<u>95,854,118,764</u> 円
資 本 合 計		<u>460,168,243,750</u>
負 債 資 本 合 計		<u>477,241,012,403</u>

## 平成25年度大阪市工業用水道事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 営業収益			
(1) 給水収益	1,589,392,900		円
(2) 受託工事収益	36,846,580		
(3) その他営業収益	<u>6,136,334</u>	1,632,375,814	円
2. 営業費用			
(1) 浄水送水費	487,104,393		
(2) 配水費	89,151,888		
(3) 受託工事費	46,120,052		
(4) 総係費	84,047,485		
(5) 減価償却費	475,799,937		
(6) 資産減耗費	<u>5,798,889</u>	<u>1,188,022,644</u>	
営業利益			444,353,170 円
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	6,054,574		
(2) 一般会計補助金	2,202,000		
(3) 雑収益	<u>3,919,395</u>	12,175,969	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	36,660,938		
(2) 他会計分担金	100,583,542		
(3) 雑支出	<u>26,856,601</u>	<u>164,101,081</u>	△ 151,925,112
経常利益			<u>292,428,058</u>
当年度純利益			292,428,058
前年度繰越欠損金			<u>1,035,078,792</u>
当年度未処理欠損金			<u>742,650,734</u>

平成25年度大阪市工業用水道事業剰余金計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

	資本		剰余金		剰余金				剰余金		資本合計	
	自己資本	借入資本	国庫補助金	工事貸付金	受贈財産評価額	その他資本剰余金	資本剰余金合計	未処埋欠損金	利益剰余金合計	利益剰余金合計		
前年度末残高	8,040,296,916	1,661,974,545	4,148,117,520	4,856,573,526	2,019,677,586	63,942,742	11,088,311,374	△ 1,035,078,792	△ 1,035,078,792	19,755,504,043		
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
処分後残高	8,040,296,916	1,661,974,545	4,148,117,520	4,856,573,526	2,019,677,586	63,942,742	11,088,311,374	△ 1,035,078,792	△ 1,035,078,792	19,755,504,043		
当年度変動額	0△	242,054,394	0	712,610,037	0	0	712,610,037	292,428,058	292,428,058	762,983,701		
企業債の償還	0△	242,054,394	0	0	0	0	0	0	0	242,054,394		
工事負担金の受入	0	0	0	712,610,037	0	0	712,610,037	0	0	712,610,037		
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	292,428,058	292,428,058	292,428,058		
当年度末残高	8,040,296,916	1,419,920,151	4,148,117,520	5,569,183,563	2,019,677,586	63,942,742	11,800,921,411	△ 742,650,734	△ 742,650,734	20,518,487,744		

## 平成25年度大阪市工業用水道事業欠損金処理計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 理 金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	8,040,296,916	1,419,920,151	11,800,921,411	△ 742,650,734
議会の議決による処分額	0	0	0	0
処 分 後 残 高	8,040,296,916	1,419,920,151	11,800,921,411	△ (繰越欠損金) 742,650,734